

被保険者各位

富士通健康保険組合
[印 略]2017年度保険料率ならびに制度等の改定について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
2月24日に開催されました組合会において、下記の通り決議されましたので、ご通知いたします。

記

1 保険料率について（2017年3月（4月給与控除分）改定）

2017年度については、介護保険料の料率のみ改定を行うこととしました。

（なお、健康保険料率は料率の改定はありませんが、基本保険料・特定保険料の負担割合は変更があります）

(1) 健康保険料率

[改定料率] 改定なし

2016年度
88
――
1000



2017年度
88
――
1000

[内訳]

	基本保険料率	特定保険料率	合計
被保険者負担	24.78%	14.38%	39.16%
事業主負担	30.90%	17.94%	48.84%
合計	55.68%	32.32%	88.00%

※基本保険料 加入者に対する保険給付、保健事業に当てる保険料

※特定保険料 後期高齢者支援金（国に収める拠出金）等に充てる保険料

(2) 介護保険料率

[改定料率] 改定あり

2016年度
11.2
――
1000



2017年度
13
――
1000

[内訳]

	介護保険料率
被保険者負担	6.50%
事業主負担	6.50%
合計	13.00%

※健康保険組合では、介護保険料の徴収のみ行っており、国から通知される介護納付金に基づき毎年の保険料率を決定しています。

2 傷病手当金にかかる付加給付金の改定（2017年4月1日改定）

事業所健保連絡会やプラスワン冬号（2017年1月10日発行済）でご案内したとおり、以下項目について改定いたします。

(1) 支給割合

	現 行	改 定 後
傷病手当金付加金	標準報酬日額の85% <u>－</u> 2/3	標準報酬日額の80% <u>－</u> 2/3
延長傷病手当金付加金	標準報酬日額の85%	標準報酬日額の2/3

(2) 延長傷病手当金付加金の支給開始日

現 行： 延長傷病手当金付加金支給開始日より1年半

改定後： **傷病手当金（法定分）支給終了の翌日**より1年半

3 健康保険法等の一部改正に伴う変更について

(1) 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が、下表のとおり変更となります。(2017年8月改定)

(当改正は段階的な見直しであり、2018年9月には、所得区分について細分化した上で限度額が引き上げられます。)

変更前			
所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人支払額の合計)	入院・外来(世帯での支払額の合計)	
		過去1年間に高額療養費 の支払が3回目まで	4回目から (多数該当)
現役並所得者	44,400円	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1%	44,400円
一般所得者	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税 非課税)	8,000円	24,600円	
		15,000円	
変更後			
所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人支払額の合計)	入院・外来(世帯での支払額の合計)	
		過去1年間に高額療養費 の支払が3回目まで	4回目から (多数該当)
現役並所得者	57,600円	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1%	44,400円
一般所得者	14,000円 年間上限 144,000円 (※)	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非 課税)	8,000円	24,600円	
		15,000円	

※自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)の合算額に対して144,000円を算定基準額とする。

(2) 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分について、下表のとおり変更となります。(2017年10月改定)

(当改正は段階的な見直しであり、2018年4月には、医療区分ⅡⅢの方の負担額がⅠと同額となります。)

変更前	
医療区分	居住費
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の方)	320円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い方 ※)	0円/日
指定難病患者	
変更後	
医療区分	居住費
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の方)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い方 ※)	200円/日
指定難病患者	

※ 症状が重篤、常時・集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める方

4 添付資料 保険料月額表 2017年4月1日を跨ぐ傷病手当金支給イメージ

以 上

適用給付グループ TEL : 044-738-3010